

組合員・利用者各位

令和4年8月29日

鹿児島みらい農業協同組合

農業生産資材の価格高騰に伴い影響を受けられた契約者様への特別な取扱いについて

J A共済では、農業生産資材高騰の影響を受けられたご契約者様(※)からの申出により、次のとおり特別なお取扱いをさせていただきます。

(※)農業生産資材の価格高騰によって、農業経営に影響が生じている農家が対象です。

1. 共済掛金の払込猶予期間の延長

お申出により、長期共済の共済掛金について、払込猶予期間を最長1年延長いたします。

2. 共済証書貸付の金利免除

新規に申込される共済証書貸付(追加の借入を含みます。)について、最長1年間金利を免除(貸付利率0%)いたします。

(注)上記の特別なお取扱いにつきましては、所定の適用条件がありますので、組合窓口にお問い合わせください。